

勝山市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、勝山市と厚生労働省福井労働局（以下「福井労働局」という。）が、相互に密に連携して、「勝山市地方創生総合戦略」に掲げる人口減少及び雇用問題に係る諸施策の他、国と市が行う雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することにより、地域振興、活力のあるまちづくり及び地域住民の雇用の安定等を目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 勝山市及び福井労働局は、前条の目的を達成するため、毎年度、具体的な取組の内容や実施方法を事業計画として定め、これを推進させるため定期的に協議を行うものとし、必要に応じて改訂を行う。

(運営協議会の設置)

第3条 前条の事業計画に係る事項は、勝山市及び福井労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

(要請等)

第4条 勝山市長及び福井労働局長は、それぞれが取り組む雇用対策に関する施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 勝山市長及び福井労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する施策の取組において、勝山市及び福井労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りでない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、勝山市及び福井労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から実施し、平成31年度末までを有効期間とする。ただし、有効期間満了時1カ月前までに、勝山市、福井労働局いずれか一方からの延長の申し出に基づき、協議の上、双方が合意したときは、有効期間を延長することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、勝山市長及び福井労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月24日

勝山市長

山岸正裕

福井労働局長

加藤滋穂